



平成30年4月12日

ケニア共和国特命全権大使
ソロモン・カランジャ・マイナ 閣下

外務大臣 河野 太朗

外務省名義等の使用許可について

平成30年3月28日付貴信により申請のありました事業については、下記のとおり外務省名義等の使用を許可しますので通知します。なお、誓約した遵守事項に違反したと外務省が判断した場合、本許可を取り消しますので、あらかじめ御留意ください。

記

- 1 事業名：AFRICA NOW –Discover the real Africa in the heart of Tokyo–
- 2 許可する名義種類等：「外務省」後援名義
- 3 担当課室名：アフリカ第一課
- 4 報告書の提出期限

平成30年6月17日の事業開催期間満了後、3か月以内に所定の報告書等必要書類（別添参照）を上記3の担当課室宛てに御提出ください。

なお、別添のデータを御利用になる場合は、外務省ホームページ「外務省後援名義等の使用許可申請要領」からダウンロードしてください。

- 5 その他留意事項

事業計画等を変更したときは速やかに報告し、許可を求めてください。